

ご旅行条件書(国内・海外手配旅行・旅行相談)

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)この書面は、旅行契約(含む旅行相談)が成立した場合契約書面の一部となります。

1. 適用範囲

- 羽後交通株式会社(以下「当社」という)がお客様のご依頼によって締結する国内・海外手配旅行契約又は、旅行相談を行う場合は、この「取引条件書」の定めるところによります。この「取引条件書」に記載のない事項については、当社旅行業約款(手配旅行契約・旅行相談契約)によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2. 旅行のお申込み

- 当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。
- 当社は電話、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による手配旅行のお申込みを受け付けます。この場合別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。

3. 旅行契約の成立

- 旅行契約は当社が締結を承諾し、第2項の申込金を受理したときに成立いたします。
- 乗車券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、前項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- クレジットカードによる締結を希望する場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は乗車券・宿泊券類等クーポン券をお渡しの際、またはご旅行申込書等で定めた日までにお支払いください。

6. 旅行業務取扱料金

旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

(1) 国内旅行

①手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容	料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 2,200円
	宿泊券のみの場合 15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の5%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 550円
	運送機関のみの場合	1件(1名)につき 1,100円
	添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	添乗員1人1日につき 22,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の5%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 1,100円
	運送機関の予約・手配の変更	1件(1名)につき 1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)	1件(1名)につき 550円
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の5%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 1,100円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1件(1名)につき 1,100円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1件(1名)につき 550円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 550円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3 上記料金は1名又は1件を対象とした料金です。
4 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件(1名)として扱います。
5 上記料金には消費税が含まれています。

②相談料金

区分	内 容	料 金
観光旅行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 2,200円 以降30分ごと 1,100円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき 1,100円
	(3)旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 1,100円と 旅行日程1日につき 1,100円
	(4)運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 1,100円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 550円
お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(5)までの料金に	3,300円増

(注)上記料金には消費税が含まれています。

(2) 海外旅行

①手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容	料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 5,500円
	運送機関、宿泊機関の予約・手配	1件(1名)につき 5,500円
	添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	添乗員1人1日につき 33,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の15%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 3,300円
	運送機関の予約・手配の変更	1件(1名)につき 2,200円
	宿泊機関の予約・手配の変更	1件(1名)につき 2,200円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る旅行代金の15%以内
	個人(上記以外の場合)	1件(1名)につき 5,500円
	未使用乗車船券の精算手配	1件(1名)につき 5,500円
	宿泊手配の取消し	1件(1名)につき 2,200円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 3,300円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3 上記料金は1名又は1件を対象とした料金です。
4 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
5 上記料金には消費税が含まれています。

②渡航手続代行料金

査 証	(1)観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	(一国につき) 5,500円
	(2)商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	(一国につき) 6,600円
	(3)移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	(一国につき) 11,000円
	(4)査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	5,500円 (手続代行者への実費は別)
	(5)緊急査証手続	(1)の料金に 6,600円増
	(6)査証免除の手続書類の作成	(一国につき) 4,400円
検 疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	5,500円 (処置料、交通費は別)
各種証明書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	5,500円 (交通費は別)
再入国許可	再入国許可の申請手続	5,500円
そ の 他	上記に含まれないもの	実 費

区 分	内 容	料 金
旅 券	(1)申請手続(申請書類作成のみ)	4,400円
	(2)(1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	(1)の料金に 5,500円増 (交通費は別)
	(3)(1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1)の料金に 6,600円増 (交通費は別)
	(4)(1)と緊急渡航手続	(1)の料金に 6,600円
出 入 国 書	(1)出入国記録書類の作成代行	(一国につき) 4,400円

- (注) 1 上記料金は1人又は1件を対象とした料金です。
2 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
3 アメリカESTA、カナダeTA、韓国K-ETA他電子渡航認証システムに係る取扱料金は旅行契約時に別途ご案内致します。
4 上記料金には消費税が含まれています。

③相談料金

区 分	内 容	料 金
観 光 旅 行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 3,300円 以降30分ごと 1,100円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき 1,100円
	(3)旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 1,100円と 旅行日程1日につき 1,100円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき 1,100円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 550円
そ の 他 旅 行	留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談	基本料金(30分まで) 5,500円 以降30分ごと 1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に 3,300円増

(注)上記料金には消費税が含まれています。

④その他の料金

空港等への送迎	(1)空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) 11,000円 (交通費、宿泊費は別)
	(2)空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) (1)の料金に 16,500円増 (交通費、宿泊費は別)

(注)上記料金には消費税が含まれています。

7. 変更・解除手数料

- (1)お客様のご希望により変更または解除を行う場合は、変更に係る変更手続料金および解除に係わる取消手続料金として上記第6項該当の金額を申し受けます。また、これにより生じる旅行代金の増減はお客様に帰するものです。
(2)お客様のご都合で所定の期日までに旅行代金が支払われないときは契約を解除することがあります。この場合お客様は運送・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料をご負担いただくとともに、当社は取扱料金と取消手続料金を申し受けます。

8. 旅行代金の変更

お申込み引受け後であっても、運送・宿泊機関等の料金が改訂された場合は旅行代金を変更することがあります。

9. 当社の責任と損害賠償及び免責事項

【手配旅行】

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。
(2)当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあたっては14日以内に、海外旅行にあたっては21日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。
(3)免責事項
当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害
イ. 食中毒
ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
エ. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
(4)お客様の責任
お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

【旅行相談】

- (1)当社の責任及び免責
・契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヶ月以内に通知があった場合に限りです。
・当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って、満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

10. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様のお名前及び搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
(2)当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
(3)当社は、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

11. 弁済業務保証金

- (1)当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂4丁目2-19)の保証社員になっております。
(2)当社と手配旅行契約を締結したお客様又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済補償金から1100万円に達するまで弁済を受けることができます。
(3)当社は、旅行業法第二十二条の第十一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。
[苦情の申出]
お客様は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決出来なかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申出をすることが出来ます。
名 称 一般社団法人 全国旅行業協会
所在地 東京都港区赤坂4丁目2-19
電 話 03-6277-8310(代)



秋田県知事登録旅行業第2-122号
一般社団法人 全国旅行業協会会員

秋田県横手市前郷二番町7-31

営業所名(名称・住所・電話・旅行業務取扱管理者)

担当者氏名

㊞